

## 放置違反金滞納車両事前照会システムへの登録のご案内

放置違反金滞納車車検拒否制度が本年6月1日から実施されます。

事前に放置違反金滞納車情報を照会するには、「①警視庁が構築するFAX照会システム」「②日整連が構築するインターネット照会システム」を利用しないと確認できません。

(詳しくは「車検拒否制度対応マニュアル」をご覧ください)

また、これらのシステムを利用するには事前登録が必要となります。

登録を希望される事業場の方は、「放置違反金滞納車FAX照会システム登録・インターネット照会システム本登録申請書(様式1)」に下記の要領で必要事項をご記入の上、振興会各支所にご提出ください。



### 《登録申請書記入要領と注意事項》

1. インターネット環境があり、インターネット照会システム本登録を希望される事業場は、登録申請書の「FAX照会システム登録申請」及び「インターネット照会システム本登録申請のため認証書添付」欄の両方に○印を記入してください。  
(インターネット照会をして「車検拒否の可能性 有」と表示された場合、正確な情報を入手するためには「ファックス照会制度」を利用する必要があります。)
2. インターネット環境が整っていない事業場は、FAX照会システム登録申請欄に○印をしてください。
3. 「フリガナ」を含む必要事項を全て記入してください。
4. インターネット照会システムへ登録する場合は、「認証書の写し」を添付してください。  
認証書を紛失して添付できない場合や、認証書の記載内容に変更が有る場合は、申請書(様式1)の注意書きをご覧ください。
5. 認証事業場毎に登録の申請をしてください。
6. 振興会会員事業場以外は、登録できません。

観東京都自動車整備振興会御中

# 放置違反金滞納車 F A X 照会システム登録 インターネット照会システム本登録申請書

F A X 照会システム登録申請

インターネット照会システム  
本登録申請のため認証書添付

(インターネット照会システム登録希望の場合は両方に○印を、インターネット環境が整っていない事業場は、F A X 照会システムに○印をして下さい。)

※ 放置違反金滞納車インターネット照会システムを利用するためには、本申請書を提出していただくほかに、日整連ホームページ上の同サイトにおいて事業場情報・パスワード等を入力して、事業場 I D 番号を取得する必要があります。(詳しくは、対応マニュアルをご覧ください。日整連ホームページ登録サイトは、平成 1 8 年 6 月稼働予定。)

事業者の名称	フリガナ		
代表者名	フリガナ		印
所在地			
支 部		認 証 番 号	1 -
事業場の名称	フリガナ		
所在地			
電 話 番 号	( )	F A X 番 号	( )
業 種	専 業    デ ィ ー ラ ー    自 家	担 当 部 署	
		担 当 者 名	

※ 記載の個人情報は、本システムの登録等のために警視庁（警察庁）及び観日本自動車整備振興会連合会へ送付する（電子媒体を含む。）以外には第三者提供はいたしません。

※ 振興会会員事業場以外は受付できません。

※ 代表者欄は、「署名」または「記名及び押印」して下さい。

※ 記載事項（名称・所在地・電話番号・F A X 番号）に変更が生じた場合は、変更届を速やかに振興会宛提出して下さい。（変更届用紙は支所又は TOSSNET のペーパーバンクにあります。）

インターネット照会システム  
本登録申請事業場

「認証書の写し」を添付して下さい

※ インターネット照会システムに登録を希望しない事業場は、認証書の写しの添付は必要ありません。

※ 認証書を紛失して添付できない場合及び名称・所在地を変更して記載内容に変更が有る場合は、身分証明書（運転免許証等）をお持ちになり、振興会各支所に本申請書を提出して下さい。

なお、代理人による申請の場合は下記委任状に代理人の氏名及び住所を記載して、当該代理人が身分証明書（運転免許証等）をお持ちになり、振興会各支所に本申請書を提出して下さい。（認証書の写しの添付がある場合は記載の必要はありません。）

委 任 状	
下記の者に放置違反金滞納車 F A X 照会システム登録及びインターネット照会システム本登録申請に関する権限を委任する。	
氏 名	
住 所	

振 興 会 確 認 欄			
登 録 完 了 通 知	警 視 庁 日 整 連	支 所 責 任 者 印	支 所 担 当 者 確 認 印
			本 人 <input type="checkbox"/>
			代 理 人 <input type="checkbox"/>